

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																				(環境省 7 - ④)									
施策名			目標 2ー1 オゾン層の保護・回復												担当部局名			地球環境局 フロン対策室											
施策の概要			オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。												政策評価実施予定時期						政策評価実施時期			令和 8年 9月					
達成すべき目標			オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。												政策体系上の位置付け			2. 地球環境の保全											
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)第3章、第2節、1.(1)⑤																										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										達成							
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度												R10年度						
1		PRTRによる オゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。										○						
						-	-	-	-	-	-	-																	
2		業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	-	-	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。										-						
						-	-	42	集計中	-	-	-																	
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号						
(1)		フロン等対策推進調査費(平成元年度)	1.2	004768	(5)		-	-	-	(9)		-	-	-	(13)		-	-	-	(17)		-	-	-					
(2)		-	-	-	(6)		-	-	-	(10)		-	-	-	(14)		-	-	-	(18)		-	-	-					
(3)		-	-	-	(7)		-	-	-	(11)		-	-	-	(15)		-	-	-	(19)		-	-	-					
(4)		-	-	-	(8)		-	-	-	(12)		-	-	-	(16)		-	-	-	(20)		-	-	-					

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	測定指標については、R7年度の値が集計中であるためR6年度の値に基づき評価を行い、以下のことから、オゾン層保護・回復について、相当程度進展ありと考える。 【測定指標1】 ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、新規のハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。 【測定指標2】 ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷した状況を踏まえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【測定指標1】 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和6年までに約90%以上減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。 【測定指標2】 ○低迷する業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率を向上させるため2019年にフロン排出抑制法の改正を行い、2020年4月に施行された。改正後は、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対する直接罰の導入など、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みとし、都道府県による指導監督の実効性向上も図った。一方で、依然として廃棄時回収率は低迷しているため、改正フロン排出抑制法の施行状況を踏まえた制度整備に向けた検討を進め、廃棄時回収率の向上を図っていく。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会において検討を行い、その結果に基づいて必要な対策の方向性を示す。		
		【測定指標】	○測定指標1(PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン))については、適切に測定できていることから、指標を変更しない。 ○測定指標2(業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%))の目標値については、回収率の算出方法の変更があったため、令和8年度43%とする。		
学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等を取りまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。 ○中央環境審議会 地球環境部会 フルオロカーボン対策小委員会・産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 フロン類対策ワーキンググループの合同会議での議論内容を排出量抑制政策の検討において反映している。		SDGs目標との関係	【主な目標】 オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらに球温暖化対策計画に基づいて対策・施策を推進し、温室効果ガスであるフロン類の排出量削減を進め、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 関係省庁と連携し、オゾン層の保護・回復のための対策や地球温暖化対策を推進することで、有害紫外線による生態系への影響軽減に起因する多種多様な生態系の回復及び気候変動の緩和が進むこととなり、関連する目標11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15番「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—				

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			(環境省 7 - ⑤)									
施策名		目標 2－2 地球環境保全に関する国際連携・協力										担当部局名		地球環境局 気候変動科学・適応室 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 フロン室														
施策の概要		環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 8年 9月										
達成すべき目標		環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。										政策体系上の位置付け		2. 地球環境の保全														
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年度法律第117号)																										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										達成						
						年度ごとの実績値																						
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																
1 多国間協力 案件数		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	多国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。										－					
						87	100	95	92	－	－	－																
2 二国間協力 案件数		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。										－					
						96	113	139	146	－	－	－																
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号									
(1) 気候変動枠組条約事務局拠出金 (平成16年度)		1	004739	(5) 国際連携戦略推進費 (平成23年度)		1,2	004773	(9) ー		ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー									
(2) 経済協力開発機構拠出金 (平成7年度)		1	004769	(6) 環境国際協力・インフラ戦略推進費 (平成10年度)		1,2	004774	(10) ー		ー	ー	(14) ー		ー	ー	(18) ー		ー	ー									
(3) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等(再掲) (平成9年度)		1	004770	(7) モントリオール議定書多数国間基金拠出金(HFC分)(ODA) (令和元年度)		1	004775	(11) ー		ー	ー	(15) ー		ー	ー	(19) ー		ー	ー									

	(4)	国際連合環境計画拠出金等（平成16年度）	1	004771		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分）		③相当程度進展あり																			
			（判断根拠）	【多国間協力】 ●持続可能な開発目標（SDGs）の実施、UNEP SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和7年度にも開催し、SDGsに取り組む先進的な自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。また、国連環境総会（UNEA）6及び7において、シナジー促進に関する決議案を日本政府から提案し、採択されるとともに、シナジー促進のための拠出金をUNEPに拠出することで加盟国におけるシナジー促進のためのワークショップや優良事例収集等を行った。 ●G7/G20 G7トントエネルギー・環境大臣会合及びG7カナナスキスサミット、並びにG20環境・気候持続可能性大臣会合（南アフリカ（ケープタウン））及びG20ヨハネスブルク・サミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、汚染などの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだ成果文書の取りまとめに向けて、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。 ●OECD 経済協力開発機構拠出金を通じOECDとの協働により得られた知見や、国際連携戦略推進費を通じて把握した各国・国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を、多国間協力及び2国間協力の場における各種交渉に活用することにより、アメリカ、EU、カナダなどとの環境・気候の分野で連携を強化することができ、G7、G20、UNEAといった多国間協議の場において持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードすることができた。 ●TEMM 2025年9月に開催された第26回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）において各国の環境政策等に関する意見交換、TEMM22で採択された三カ国共同行動計画のレビュー、2026年から2030年までの新たな三カ国共同行動計画の採択などが行われた。 ●日ASEAN 2025年9月に開催された第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、共同声明を採択し、本会合を今後は継続的に開催することを確認した。また、「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を改訂し、日ASEANの環境気候変動分野における協力を更に深めていくことに合意した。 【二国間協力】 ●アメリカ 2025年度は、青山環境副大臣とゼルディン環境保護庁長官が、G7トントエネルギー・環境大臣会合に出席するため訪問したトント（カナダ）で会談し、重要鉱物、プラスチック対策等環境分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、石原環境大臣とゼルディン環境保護庁長官によるバイ会談では、日米の環境分野での取組について意見交換を行った。 ●EU 2025年度は、浅尾環境大臣が、環境・強靱な水資源・競争力のある循環経済担当のジェシカ・ロズウォール欧州委員と会談し、環境分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認した。同会談にて、日EUグリーン・アライアンスの更なる推進に向け、「日EU循環経済に関するワーキンググループ」を正式に立ち上げた。そのほか、石原環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、ウオブケ・フックストラ気候行動担当欧州委員とバイ会談を行い、気候変動分野での連携の重要性を確認した。さらに、日EU気候高級事務レベル会合を開催し、両者の間の協力を深化させることに合意した。 ●カナダ 2025年度は、青山環境副大臣とカナダのモリー・ジョンソン環境・気候変動副大臣が、G7トントエネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトント（加）で会談を行い、気候変動、シナジー推進、プラスチック対策等の重要課題について意見交換した。 ●アジア各国 2025年6月にモンゴル国環境・気候変動省と、2026年3月にウズベキスタン共和国国家エコロジー・気候変動委員会と環境政策対話等を実施し、今後も二国間における環境協力を強化していくことに合意した。また、モンゴル国環境・気候変動省、ラオス人民民主共和国農業環境省、カザフスタン共和国エコロジー・天然資源省、パングラデシュ人民共和国 環境森林気候変動省、カンボジア王国環境省との間で環境協力に関する覚書等を締結した。 以上のことから、地球環境保全に関する国際連携・協力について、相当程度進展ありと考える。																				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		引き続き、気候変動、生物多様性、資源循環等の分野横断的かつ国際的議論を主導するための発信力及び政策提案力の更なる強化を進める必要がある。																				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	今後は、環境保全に関する世界的枠組みやルール形成に積極的に参画し、国際会議等において我が国の知見を積極的に発信していく。また、アジアをはじめとする各国・国際機関との政策対話や協力を通じた連携強化を図るとともに、国際的議論を主導していく方針である。加えて、環境技術の優位性維持および環境保全と産業活動の両立の観点から、国際基準の策定・改定動向を的確に把握しつつ、我が国の政策や科学的知見を反映させるべく、初期段階から主体的に関与していく。さらに、パリ協定が交渉段階から実施段階へと移行していることを踏まえ、ルール形成への貢献にとどまらず、その実施促進に資する多国間・二国間協力を積極的に推進することにより、形成と実施の双方に貢献していく。																				
	【測定指標】		多国間協力案件数及び2国間協力案件数は各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる指標として引き続き有効であり変更しない。																					
学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> 各分野における第一人者や学識経験者等が参画し、新たな取組の原動力とするためのアイデア等を得る場として設置したステークホルダーズ・ミーティングにおいて、SDGsの国内における普及促進のため、多様なステークホルダーにおける取組を共有している。										SDGs目標との関係	【主な目標】 UNEPは、環境分野を対象とする国連の専門機関の一つで、SDGsの目標6、8、12、14、15、17にわたる25のSDG指標の管理者であり、SDGsの6、8、12、14、15、17が主な目標である。このUNEPとの協力により主に目標6、14、15の達成への貢献が期待できる。 出典：https://www.unep.org/unep-and-sdgs 【副次的効果が期待される目標】 国連の多岐に渡る横断的な環境に関するプログラムを実施しているUNEPへの拠出により、上記に掲げた以外のSDGsの達成への貢献が期待できる。UNEPの活動は多くの国々における環境政策ならびにSDGsの推進に貢献している。UNEPによるSDGsの活動と貢献が我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策ならびにSDGs関連政策としてインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行うことが期待される。 なお、2024年3月に我が国はUNEPの最高意思決定機関である第6回国連環境総会（UNEA6）においてシナジーの推進に関する決議の採択を主導しUNEPやESCAP、UNDESAなどと協力した。本決議により、SDGsのゴール間のシナジーの促進が期待される。												
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—																							

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																				(環境省 7 - ⑥)									
施策名			目標 2－3 地球環境保全に関する調査研究										担当部局名			地球環境局 気候変動科学・適応室 気候変動観測研究戦略室													
施策の概要			国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 8年 9月										
達成すべき目標			地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。										政策体系上の位置付け			2. 地球環境の保全													
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定) ・「今後10年の我が国の地球観測の実施方針」(令和7年1月科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会策定) ・統合イノベーション戦略2025(令和7年6月6日閣議決定)																										
測定指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成									
							R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度									R10年度								
1			地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数／全評価対象課題数)の過去5年間の平均	-	-	75%以上	-	60%	75%	75%	75%	-	-	-	地球環境保全試験研究費研究課題では、外部委員による研究開発課題の事後評価の「総合評価」において、5点中「4点」を「優れた研究」の基準としている。そのため、本政策評価においては、全評価対象課題数に対する4点以上を獲得した課題数の割合を、概ね国民理解を得られるラインと考えられる75%とすることを目標値として設定している。 なお、毎年、事後評価対象課題数にばらつきがあることから、年ごとの研究結果の偏りに左右されることなく、事業遂行の全体的なトレンドを客観的に確認できるよう、当該割合については過去5年間の平均を用いることとした。							○							
2			各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	-	-	-	-	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	-	-	-	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。							○							
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)			地球環境戦略研究機関拠出金(平成10年度)	2	004776	(5)			-	-	-	(9)			-	-	-	(13)			-	-	-	(17)			-	-	-
(2)			地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金(平成16年度)	2	004777	(6)			-	-	-	(10)			-	-	-	(14)			-	-	-	(18)			-	-	-

	(3)	地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	1.2	004778		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
	(4)	GOSATシリーズによる地球環境観測事業 (平成18年度)	2	004989		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		②目標達成																			
			(判断根拠)		○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)において、4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。令和3年度～令和7年度の平均は89%で目標は達成された。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COPにおける交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		—																				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】		目標に向けて着実に進展しており、引き続き実施する。																			
	【測定指標】		適切に測定できていることから変更しない。																					
	学識経験を有する者の知見の活用		＜参考: 施策の実施における活用状況＞ ○地球環境保全試験研究費については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。 ○IGES((公財)地球環境戦略研究機関)の運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。 ○APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)の公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。 ○専門家によるGOSAT/GOSAT-2サイエンスチームでの議論をGOSAT/GOSAT-2の運用に反映させている。 ○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。								SDGs目標との関係		【主な目標】 GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費により、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測・監視を主導的かつ着実に実施することで、気候変動とその影響の予測・評価による行政課題の解決等に資する科学的知見を集積した。当該取組により、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ○パリ協定に基づく、より正確かつ透明性ある温室効果ガス排出量報告に向け、途上国におけるGOSATシリーズを利用した協力関係構築を進めている。当該取組によって、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献した。 ○GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費による、海洋、陸域等に関する継続的な観測研究により、気候変動問題だけでなく、観測対象(海洋、陸域)の科学的知見の蓄積にも寄与するという観点で、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—																						